

子どもの権利が尊重されるまちをめざして ～武蔵野市における権利条例制定と推進の取り組み～

武蔵野市子ども家庭部／健康福祉部母子保健担当部 勝又 隆二

はじめに

武蔵野市は、東京都の26市のなかで一番東側に位置し、23区の杉並区、練馬区に接している。全国の住みたい街ランキングで毎年上位に位置する「吉祥寺」を有し、約11平方キロの面積に対し人口約14万8千人が住み、人口密度は、23区を除くと埼玉県蕨市に次ぎ全国第2位の過密都市である。財政力指数は1.51と安定した財政のもと、様々な取り組みをおこなっている。本市は子ども施策を市政の重要な柱と位置づけ、従来から「計画行政」を重視してきた。このような姿勢のなかで、子どもが主体的に参加し、権利が尊重される社会づくりを目指す必要性を認識し、武蔵野市子どもの権利条例の制定へと至ったのである。

まず、武蔵野市の特徴ある子ども・子育て施策をいくつか紹介する。

0123施設は、0歳から3歳までの子どもとその保護者を対象とした施設である。1992(平成4)年にできた0123吉祥寺は、2015(平成27)年にできた「子ども・子育て支援新制度」の「地域子育て支援拠点事業」のもととなった施設といえ、言わば「ひろば事業」の先駆けである。

むさしのジャンボリーは、市内に12ある青少年問題協議会、いわゆる青少協の地区委員会が、それぞれその地域の子どもたちを、長野県川上村にある武蔵野市の施設で、2泊3日の自然体験事業を市と共催でおこなうもので、今年度で50回を迎え、これまで5万人以上の子どもたちが参加してきた、武蔵野市の青少年事業の看板事業である。

セカンドスクールは、公立小中学校で授業として実施されている、農山漁村に5泊6日程度の長期宿泊をおこなう教育活動である。こちらは今年度30周年を迎え、2015(平成27)年にはグッドデザイン賞も受賞している事業である。

1 子どもの権利条例と権利擁護の仕組み

(1) 条例の概要と意義

今回の報告のなかで、非常にかかわりの深い事業としてあげられるのが「Teens ムサカツ」である。この事業は、子ども施策の個別計画である「子どもプラン武蔵野」を策定するにあたり、当事者である子どもの声を聴こうという発想から2017(平成29)年度に始まった事業である。中高生世代を中心に、市政に関する様々な意見を5回程度のワークショップで取りまとめ、最終日には市長、教育長に直接、政策提言をおこなっている。

武蔵野市子どもの権利条例は2023(令和5)年4月1日に施行された。条例策定過程において、「Teens ムサカツ」はワークショップを通じて前文づくりにかかわった。とくに「すべての子どもが大切にされる」「安心して相談できる」といった理念が、中高生の議論から形づくられ、条例前文に直接盛り込まれたのである。

条例は8つの子どもの権利を規定し、理念条例にとどまらず、実効性を確保するため、権利が侵害された場合の救済機関として「子どもの権利擁護委員」の設置を規定している。市の例規類集では自治基本条例・長期計画条例の次に位置づけられ、市政全体の施策の基盤となっている。

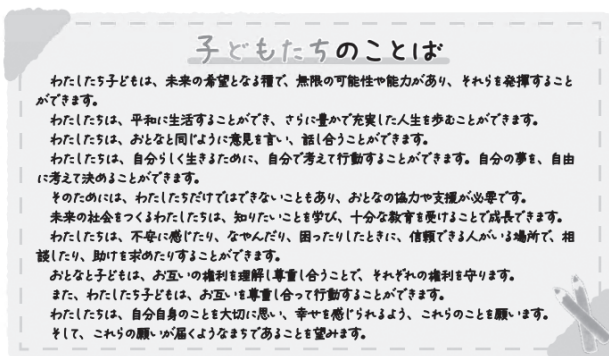
市の最上位計画「第六期長期計画」および子ども分野の個別計画「第六次子どもプラン武蔵野」に基づき、市の子ども施策全体が実施され、子どもの権利条例がその前提となる。子どもプランは市長が本部長を務める「子ども施策推進本部会議」で策定され、学識経験者や各種団体、公募市民で構成される「子どもプラン推進地域協議会」で進捗管理がなされる。各施策が条例のどの条項に位置づけられているかを見える化し、毎年度評価検証することで、子どもプランと条

例の推進状況を確認できる仕組みにしている。

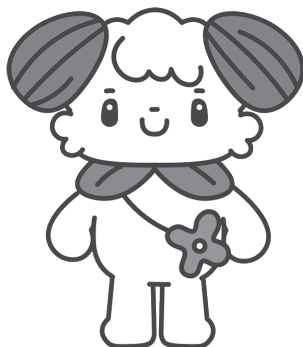
(2) 権利擁護センターの設置と機能

子どもの権利擁護センター「まもルーム」は、子どもの権利が侵害された場合の救済と権利の普及啓発を目的として、2024（令和6）年10月1日に市役所内に設置された。市長から独立した附属機関である。武蔵野市子どもの権利条例マスコットキャラクター「ミミワン」とセンター愛称「まもルーム」とともに、子どもたちが選定・命名した。条例の趣旨を踏まえ、条例・センター関連の決定はすべて子どもたちに委ねている。

現在、相談日や相談時間が限定的であるため、11月20日の「武蔵野市子どもの権利の日」に、青少年施設でスタッフが出張する「まもルームカフェ」を実施した。今後アウトリーチ型相談を進める予定である。2029（令和11）年度、保健センターの改築により完成する子ども関連の複合施設への移転により、相談しやすい環境整備をおこなう計画である。



「Teens ムサカツ」のメンバーが考えた条例前文の「子どもたちのことば」



武蔵野市子どもの権利条例マスコットキャラクター「ミミワン」

(3) 条例制定までの経過

当時の市長の思いから、実効性のある条例制定が「第五次子どもプラン武蔵野」に個別事業として位置づけられた。計画行政を重視する本市では、この位置づけを受けて庁内検討会議が立ち上がり、子どもの権利条約の理解や他自治体の状況について検討が進められた。

その後、学識経験者や関係団体、公募市民で構成される「子どもの権利に関する条例検討委員会」が設置され、委員長には子どもの権利条例制定に多くかかわってきた喜多明人（早稲田大学名誉教授）氏を迎え、1年以上かけて素案が策定された。

小中学生向けに「こどものけんりってなあに？」という広報紙を定期的に発行し、子どもの権利条約の内容や検討状況をわかりやすく説明した。この広報紙は公立学校だけでなく私立学校の児童生徒にも直接郵送し、市内すべての児童生徒に周知された。現在12号まで発行されている。

当事者である子どもからは、学習用タブレット端末を活用したアンケートやパブリックコメントで意見を聴取した。このように子どもたちが条例づくりの各段階に参画し、その声が形になることで、条例の実効性が高まり、また子どもたち自身の権利意識も醸成されていったのである。そのほか関係者・保護者からはパブコメや地域説明会を通じて多くの意見を集め、修正・追加を積み重ねて市議会に条例案を提出し、可決された。

2 条例施行後の普及啓発と実践

(1) 子どもたちとおとなへの啓発活動

条例制定は目的ではなく、施行後の普及啓発と実践が重要である。子どもたちにはリーフレット・相談カード・広報紙の配布、啓発動画の作成をおこなった。啓発動画は吉祥寺駅や武蔵境駅周辺の街頭ビジョンで放映され、多くの市民に視聴されている。11月20日の「武蔵野市子どもの権利の日」の周辺で関連イベントを開催したり、権利擁護委員による学校での講演などを実施している。

学校関係者・保育園・地域青少年団体・市職員にも条例の内容と役割を説明する機会を設け、周知啓発を図っている。一般の市民に対する普

及啓発については、条例の内容を分かりやすく解説した「逐条解説」の発行やマスコミキャラクターの作成、毎年10月から11月を「子ども・子育て応援フェスタ」と銘打って、街全体で子育てを応援する機運醸成を図る取り組みなどをおこなっている。

(2) 全庁的な実装と子どもの参画拡大

条例が実効性のあるものにするため、この条例が子ども分野だけにかかわるものではなく、市の様々な分野において、この条例の趣旨を活かす必要があると市の管理者会議（市長から部長までの管理職）や庁内での研修などで周知していた。

その結果、長期計画策定過程で「中高生世代との意見交換会」が開催され、計画に活かされるようになった。子ども分野においては、第六次子どもプラン武蔵野の策定過程では、子ども向けパブコメ実施、職員による関連施設への直接ヒアリング、アンケート、ファンミーティングなどにより、多様な手法で意見聴取をおこなった。

新公園整備での子どもの参画、遊具選定への意見反映、コミュニティセンター建て替えでの意見聴取など、庁内の様々な施策で子どもの意見を聴く機会が増加している。例えば、公園を所管する部署と地元美術学校とのコラボで、子どもたちが新しい公園づくりに参画するイベントが開催され、子どもたちの創意工夫が施設デザインに反映されている。さらに、民間主催のイベントでも普及啓発ができるようになってきている。

3 課題と今後の方向性

条例制定から3年が経とうとしているなか、子どもプラン武蔵野を策定した際におこなった

調査では、小中学校全体で、条例の内容を知っている割合は53.7%、名前だけ知っている割合が39.2%と合計で92.9%と子どもたちへの認知度は高い状況となっている。今後は、「知っている」から「理解する」そして「実践する」という段階に進めるよう、関係機関とも連携を図りながら取り組みを進める必要がある。

また、以前より情報の届け方が課題となっている。とくに高校生以上の世代への情報提供は非常に難しいのが現状である。当事者の声も聴きながら課題解決の手法を検討していく必要がある。

そして、子どもから聞いた意見をどのようにフィードバックしていくかという課題もある。子どもから意見を聴いた後、それがどのように検討されたのか、市の施策に反映されたのか、聴きっぱなしになっていないか、という問題だ。意見をくれた子どもたちに何かしらのフィードバックがなければいけないと考えている。

さらに重要なのは、条例に対するおとなの認知度の向上である。先ほど紹介した条例認知度の調査では、就学前児童、小中学校児童の保護者が条例の内容を知っている割合は29.5%、18歳から39歳の人の割合は9.5%だった。子どもたちが自分の権利を主張したり、意見を自由に発言したときに、周りのおとなが受け止めず、逆に否定したりしては、当事者である子どもたちは混乱するだろう。子ども関連施設の関係者だけでなく、一般のおとなも含めた条例の普及啓発に今後力を入れていきたい。

生まれながら持っている子どもの権利がしっかり保障され、子どもの権利が尊重されるまちをめざして、武蔵野市は今後も一つ一つ課題を解決しながら、取り組みを進めていくことを宣言し、本報告を終える。